

宮崎県公報

平成19年3月30日(金曜日)号外 第34号

発行宮崎市旭1丁目6番25号小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

頁

る告示・・・・・・(物品管理課) 1

訓令甲

告 示

○物品の買い入れ等の契約に係る競争入札の参加

○法令審議会規程の一部を改正する訓令………(行政経営課) 1

告示

関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に

平成十九年三月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

阿哈黑和沃熙川 | 四四十一 | 中

等に関する要綱の一部を改正する告示物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準

うに改正する。関する要綱(昭和四十六年宮崎県告示第九十三号)の一部を次のよ物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に

第八条第二号中イを削り、ウをイとし、エをウとする。

る。第十二条中「物品管理課長」を「総務事務センター課長」に改め

担当)一に改め、同条第三項を次のように改める。第十四条第二項中「出納事務局長」を「総務部次長(総務・職員

する者に限る。)をもつて充てる。総務事務センター副主幹においては、管理又は調達の事務を掌理-主幹及び総務事務センター副主幹(総務事務センター主幹及び総務事務センター課長補佐(総括)、総務事務センター課長は、総務課課長補佐

」に改める。第十八条中「出納事務局物品管理課」を「総務部総務事務センタ

別表の備考に次のように加える。項までの規定中「使用人が」の下に「競売入札妨害又は」を加える。を「三か月以上十二か月以内」に改め、同表2の表七の項から九のか月以内」に改め、同表2の表四の項中「三か月以上九か月以内」別表2の表三の項中「二か月以上六か月以内」を「三か月以上九

ものとする。 期間の短期を下回る場合においては、3の規定を適用する名停止期間が別表2の表四の頃から六の頃までに規定する合の期間の二分の一の期間とする。この場合において、指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場徴金斌免制度が適用され、その事実が公表された場合の指の頃から六の頃までの措置要件に該当した場合において課け 自名停止を行う場合において、有資格者が別表2の表四

云紀攀代無国中日「物品管理課長」や「総務事務センター課長」

は対象の。

圣 三

(桶/世田)

(経過措置) この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

資格、氏名基準等に関する要綱の一部を改正す

埋等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。正後の物品の買入れ等の契約に係る競争入礼の参加資格、指名基規定によりなされている手続その他の行為は、この告示による改等の契約に係る競争入礼の参加資格、指名基準等に関する要綱の2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の物品の買入れ

訓令甲

平成十九年三月三十日法令審議会規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

宮崎県知事 東国原 英 夫

豐华田鄉十一 中

长 上

各出先機関

法令審議会規程の一部を改正する訓令

に改正する。 法令審議会規程(昭和三十九年訓令甲第三号)の一部を次のよう

題名を次のように改める。

法令審查会規程

査会」に、「審議会」を「「審査会」に改める。第一条中「を審議」を「を審査」に、「法令審議会」を「法令審

「審査会」に、「について審議」を「について審査」に改める。第二条の見出しを「(審査事項)」に改め、同条中「審議会」を

吏員一を「職員」に改める。第三条第一項中「審議会」を「審査会」に改め、同条第三項中「審議会」を「審査会」に改め、同条第三項中「

吏員一を「徴員」に改める。第四条第一項中「審議会」を「審査会」に改め、同条第三項中「

審議」を「審査」に改める。第五条第一項中「審議会」を「審査会」に改め、同条第三項中「

を「審査を」に改める。会」、「出納長」を「客首会」に、「審議を」第六条の見出し中「審議事案」を「事案」に改め、同条中「審議

員」に改める。下「提出事案」という。)」に改め、同条第三項中「吏員」を「職第七条第一項中「提出事案」を「規定により提出された事案(以

第八条の見出し中「審議会」を「審査会」に改め、同条第一項中

平成 19 年 3 月 30 日 (金曜日) 号外 第 34 号 「審議を」を「審査を」に、「審議会」を「審査会」に改め、同条 第二項及び第三項中「審議会」を「審査会」に改める。 第九条の見出し中「審議」を「審査」に改め、同条第一項中「書 面審議」を「書面審査」に改め、同条第二項中「第六条の」を削り、 「認められる事案」を「認められるもの又は県民の権利義務に関わ らないと認められるもの」に、「書面審議」を「書面審査」に改め、 同条第三項中「書面審議」を「書面審査」に、「出納事務局」を 「会計管理局」に改める。 第十条中「審議事案」を「審査事案」に改める。 第十一条の見出し中「審議終了事案」を「審査終了事案」に改め、 同条中「審議終了事案」を「審査が終了した事案」に改める。 第十二条及び第十三条中「審議会」を「審査会」に改める。 至 三 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。